

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十二号

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
等の一部を改正する条例

(児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)
正)

第一条 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(最低基準の向上) 第四条 知事は、<u>広島県子ども・子育て審議会</u>条例(平成二十五年広島県条例第四十五号)第一条の規定に基づき設置された<u>広島県子ども・子育て審議会</u>の意見を聴いた上で、知事の監督に属する児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。 (職員) 第二十八条 乳児院(乳幼児十人未満を入所させる乳児院を除く。)の設置者は、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員(個別的な配慮が必要な児童等に対応する者のことをいう。以下同じ。)、家庭支援専門相談員(児童の家族の再統合に向けた支援等を行う者のことをいう。以下同じ。)、<u>栄養士又は管理栄養士</u>及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。 2―7 (略)	(最低基準の向上) 第四条 知事は、<u>広島県社会福祉審議会</u>条例(平成十二年広島県条例第七号)第一条の規定に基づき設置された<u>広島県社会福祉審議会</u>の意見を聴いた上で、知事の監督に属する児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。 (職員) 第二十八条 乳児院(乳幼児十人未満を入所させる乳児院を除く。)の設置者は、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員(個別的な配慮が必要な児童等に対応する者のことをいう。以下同じ。)、家庭支援専門相談員(児童の家族の再統合に向けた支援等を行う者のことをいう。以下同じ。)、<u>栄養士及び調理員</u>を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。 2―7 (略)

(保育所の設備の基準の特例)

第四十六条 (略)

一 (略)

二 当該保育所、他の施設、保健所又は市町村に置く栄養士又は管理栄養士により、献立の内容等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。

三一五 (略)

(職員)

第五十七条 児童養護施設の設置者は、児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士又は管理栄養士及び調理員並びに乳児が入所している施設にあっては看護師を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあっては、栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

2―7 (略)

(職員)

第六十七条 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。次項及び第三項において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設の設置者は、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士又は管理栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として知事が定めるものをいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあっては、栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

4 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の設置者は、第一項に規定する職員並びに医師及び看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第八十一条において同じ。）を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあっては、栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

5―11 (略)

12 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の設置者は、第一項に規定する職員及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあっては、栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

13―15 (略)

(保育所の設備の基準の特例)

第四十六条 (略)

一 (略)

二 当該保育所、他の施設、保健所又は市町村に置く栄養士により、献立の内容等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

三一五 (略)

(職員)

第五十七条 児童養護施設の設置者は、児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員並びに乳児が入所している施設にあっては看護師を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあっては、栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

2―7 (略)

(職員)

第六十七条 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。次項及び第三項において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設の設置者は、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として知事が定めるものをいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあっては、栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

4 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の設置者は、第一項に規定する職員並びに医師及び看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第八十一条において同じ。）を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあっては、栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

5―11 (略)

12 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の設置者は、第一項に規定する職員及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあっては、栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

13―15 (略)

(職員) 第八十一条 児童発達支援センターの設置者は、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士又は管理栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他知事が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。 一 児童四十人以下を通わせる施設 栄養士又は管理栄養士 二―五 (略) 2―5 (略) (職員) 第九十一条 児童心理治療施設の設置者は、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。 2―6 (略)	(職員) 第九十九条 児童自立支援施設の設置者は、児童自立支援専門員（児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。）、児童生活支援員（児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）、嘱託医及び精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士又は管理栄養士並びに調理員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。 2―6 (略)
(職員) 第八十一条 児童発達支援センターの設置者は、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他知事が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。 一 児童四十人以下を通わせる施設 栄養士 二―五 (略) 2―5 (略) (職員) 第九十一条 児童心理治療施設の設置者は、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。 2―6 (略)	(職員) 第九十九条 児童自立支援施設の設置者は、児童自立支援専門員（児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。）、児童生活支援員（児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）、嘱託医及び精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士並びに調理員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。 2―6 (略)

(社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職員配置の基準) 第四条 (略) 一・二 (略) 三 栄養士若しくは管理栄養士又は調理員 一以上 四―六 (略) 二 (略)	(職員配置の基準) 第四条 (略) 一・二 (略) 三 栄養士又は調理員 一以上 四―六 (略) 二 (略)

(老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第三条 老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職員の配置の基準) 第十一条 養護老人ホームの設置者は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数の職員を置かなければならない。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員五十人未満の養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。）にあつては第六号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあつては第七号の調理員を置かないことができる。 一―五 (略) 六 栄養士又は管理栄養士 一以上 七 (略) 二―11 (略) 12 第二項第三号、第六号及び第七号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、当該職員に相当するサテライト型養護老人ホームの職員を置かないことができる。 一 養護老人ホーム 生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は調理員、事務員その	(職員の配置の基準) 第十一条 養護老人ホームの設置者は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数の職員を置かなければならない。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員五十人未満の養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。）にあつては第六号の栄養士を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあつては第七号の調理員を置かないことができる。 一―五 (略) 六 栄養士 一以上 七 (略) 二―11 (略) 12 第二項第三号、第六号及び第七号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、当該職員に相当するサテライト型養護老人ホームの職員を置かないことができる。 一 養護老人ホーム 生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員

他の職員 二 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士 若しくは管理栄養士又は調理員、事務員その他の従業者 三 介護医療院 栄養士若しくは管理栄養士 又は調理員、事務員その他の従業者 四 病院 栄養士又は管理栄養士（病床数百 以上の病院の場合に限る。） 五（略）	二 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士 又は調理員、事務員その他の従業者 三 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員 その他の従業者 四 病院 栄養士（病床数百以上の病院の場 合に限る。） 五（略）
--	---

（老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第四条 老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（職員の配置の基準） 第十条（略） 一―四（略） 五 栄養士又は管理栄養士 一以上 六・七（略） 2―5（略） 6 第一項第五号の規定にかかわらず、入所定員が四十人を超えない特別養護老人ホームにあつては、当該特別養護老人ホーム以外の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、同号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。 7―9（略） 10 特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第八十条第一項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等指定地域密着型通所介護事業所（介護保険法第四十二条の二第一項の規定による指定を受けた事業者が同法第八条第十七項に規定する地域密着型通所介護を行う事業所をいう。以下同じ。）、併設型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム、法第二十条の四に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は介護保険法第八条第十一項に規定する特定施設をいう。以下同じ。）に併設されている事業所において行われる同法第四十二条の二第一項の規定による指定を受けた事業者が行う同法第八条第十八項に規定する認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。	（職員の配置の基準） 第十条（略） 一―四（略） 五 栄養士 一以上 六・七（略） 2―5（略） 6 第一項第五号の規定にかかわらず、入所定員が四十人を超えない特別養護老人ホームにあつては、当該特別養護老人ホーム以外の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第五号の栄養士を置かないことができる。 7―9（略） 10 特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第八十条第一項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等指定地域密着型通所介護事業所（介護保険法第四十二条の二第一項の規定による指定を受けた事業者が同法第八条第十七項に規定する地域密着型通所介護を行う事業所をいう。以下同じ。）、併設型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム、法第二十条の四に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は介護保険法第八条第十一項に規定する特定施設をいう。以下同じ。）に併設されている事業所において行われる同法第四十二条の二第一項の規定による指定を受けた事業者が行う同法第八条第十八項に規定する認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。

（）の事業を行う事業所又は併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる同法第五十四条の二第一項の規定による指定を受けた事業者が行う同法第八条の二十三項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

（職員の配置の基準）

第三十七条 地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数の職員を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第五号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

一―四（略）

五 栄養士又は管理栄養士 一以上

六・七（略）

2―8（略）

9 第一項第三号及び第五号から第七号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、当該職員に相当するサテライト型居住施設の職員を置かないことができる。

一 特別養護老人ホーム 生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員

二 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士若しくは管理栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は調理員、事務員その他の従業者

三 介護医療院 栄養士若しくは管理栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

四 病院 栄養士又は管理栄養士（病床数百以上の病院の場合に限る。）

五（略）

（）の事業を行う事業所又は併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる同法第五十四条の二第一項の規定による指定を受けた事業者が行う同法第八条の二十三項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

（職員の配置の基準）

第三十七条 地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数の職員を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第五号の栄養士を置かないことができる。

一―四（略）

五 栄養士 一以上

六・七（略）

2―8（略）

9 第一項第三号及び第五号から第七号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、当該職員に相当するサテライト型居住施設の職員を置かないことができる。

一 特別養護老人ホーム 生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員

二 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は調理員、事務員その他の従業者

三 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

四 病院 栄養士（病床数百以上の病院の場合に限る。）

五（略）

12 10・11 (略) 地域密着型特別養護老人ホームに指定通所介護事業所（介護保険法第四十一条第一項の規定による指定を受けた事業者が行う同法第八条第七項に規定する通所介護を行う事業所をいう。）、指定短期入所生活介護事業所等又は指定地域密着型通所介護事業所若しくは併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 13・14 (略)	12 10・11 (略) 地域密着型特別養護老人ホームに指定通所介護事業所（介護保険法第四十一条第一項の規定による指定を受けた事業者が行う同法第八条第七項に規定する通所介護を行う事業所をいう。）、指定短期入所生活介護事業所等又は指定地域密着型通所介護事業所若しくは併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 13・14 (略)
---	---

（介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第五条 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年広島県条例第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（従業者の員数） 第五条 (略) 2―11 (略) 12 指定介護老人福祉施設に指定居宅サービス等基準条例第八十条第一項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所（法第四十二条の二第一項の規定による指定を受けた事業者が法第八条第十七項に規定する地域密着型通所介護を行う事業所をいう。）、併設型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は法第八条第十一項に規定する特定施設をいう。以下同じ。）に併設されている事業所において行われる法第四十二条の二第一項の規定による指定を受けた事業者が行う法第八条第十八項に規定する認知症対応型通所介護をいう。）の事業を行う事業所又は併設型指定介護予防認知症対応	（従業者の員数） 第五条 (略) 2―11 (略) 12 指定介護老人福祉施設に指定居宅サービス等基準条例第八十条第一項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所（法第四十二条の二第一項の規定による指定を受けた事業者が法第八条第十七項に規定する地域密着型通所介護を行う事業所をいう。）、併設型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は法第八条第十一項に規定する特定施設をいう。以下同じ。）に併設されている事業所において行われる法第四十二条の二第一項の規定による指定を受けた事業者が行う法第八条第十八項に規定する認知症対応型通所介護をいう。）の事業を行う事業所又は併設型指定介護予防認知症対応

型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる法第五十四条の二第一項の規定による指定を受けた事業者が行う法第八条の二第十三項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。）の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。	型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる法第五十四条の二第一項の規定による指定を受けた事業者が行う法第八条の二第十三項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。）の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
13 (略)	13 (略)

（介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第六条 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（従業者） 第二百十条（略） 一―三（略） 四 栄養士又は管理栄養士 一以上 五・六（略） 2 前項第四号の栄養士又は管理栄養士は、同項の規定にかかわらず、利用定員（当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定短期入所生活介護事業者が、指定介護予防防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第百二条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第百一条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合にあっては、当該事業所における指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第百三十三条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。）が四十人を超えない指定短期入所生活介護事業所については、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連	（従業者） 第二百十条（略） 一―三（略） 四 栄養士 一以上 五・六（略） 2 前項第四号の栄養士は、同項の規定にかかわらず、利用定員（当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定短期入所生活介護事業者が、指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第百二条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第百一条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合にあっては、当該事業所における指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第百三十三条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。）が四十人を超えない指定短期入所生活介護事業所については、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入

携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、置かないことができる。

3―11 (略)

12 指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該指定短期入所生活介護事業所の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員を置かないことができる。

13 (略)

(従業者)

第四百四十七条 基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。）は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第三号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

一・二 (略)

三 栄養士又は管理栄養士 一以上

四・五 (略)

2―6 (略)

(従業者)

第五百五十三条 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）は、当該指定短期入所療養介護事業所が介護老人保健施設である場合には、医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士又は管理栄養士とし、その員数は、それぞれ、利用者（当該指定短期入所療養介護事業者が、指定介護予防防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第三百三十七条第一項に規定する指定介護予防防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防防短期入

所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、置かないことができる。

3―11 (略)

12 指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該指定短期入所生活介護事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員を置かないことができる。

13 (略)

(従業者)

第四百四十七条 基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。）は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第三号の栄養士を置かないことができる。

一・二 (略)

三 栄養士 一以上

四・五 (略)

2―6 (略)

(従業者)

第五百五十三条 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）は、当該指定短期入所療養介護事業所が介護老人保健施設である場合には、医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士とし、その員数は、それぞれ、利用者（当該指定短期入所療養介護事業者が、指定介護予防防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第三百三十七条第一項に規定する指定介護予防防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防防短期入所療養介護（指

改正後	改正前
所療養介護（指定介護予防サービス等基準条例第三百三十六条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合にあつては、当該事業所における指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第六十三条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法及び介護老人保健施設基準条例に規定する介護老人保健施設として必要とされる員数が確保されるために必要な数以上とする。 2 指定短期入所療養介護事業者が、指定短期入所療養介護事業所ごとに置くべき短期入所療養介護従業者は、当該指定短期入所療養介護事業所が療養病床（医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である場合にあつては、医師、薬剤師、看護職員、介護職員（看護補助者をいう。）、栄養士又は管理栄養士及び理学療法士又は作業療法士とし、その員数は、それぞれ、同法及び病院等基準条例に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる員数が確保されるために必要な数以上とする。 3・4（略） 5 指定短期入所療養介護事業者が、指定短期入所療養介護事業所ごとに置くべき短期入所療養介護従業者は、当該指定短期入所療養介護事業所が介護医療院である場合にあつては、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士又は管理栄養士とし、その員数は、それぞれ、利用者当該介護医療院の入所者とみなした場合における法及び介護医療院基準条例に規定する介護医療院として必要とされる員数が確保されるために必要な数以上とする。 6（略）	定介護予防サービス等基準条例第三百三十六条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合にあつては、当該事業所における指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第六十三条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法及び介護老人保健施設基準条例に規定する介護老人保健施設として必要とされる員数が確保されるために必要な数以上とする。 2 指定短期入所療養介護事業者が、指定短期入所療養介護事業所ごとに置くべき短期入所療養介護従業者は、当該指定短期入所療養介護事業所が療養病床（医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である場合にあつては、医師、薬剤師、看護職員、介護職員（看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士とし、その員数は、それぞれ、同法及び病院等基準条例に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる員数が確保されるために必要な数以上とする。 3・4（略） 5 指定短期入所療養介護事業者が、指定短期入所療養介護事業所ごとに置くべき短期入所療養介護従業者は、当該指定短期入所療養介護事業所が介護医療院である場合にあつては、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士とし、その員数は、それぞれ、利用者当該介護医療院の入所者とみなした場合における法及び介護医療院基準条例に規定する介護医療院として必要とされる員数が確保されるために必要な数以上とする。 6（略）

（介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

第七条 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

（従業者）
第二百二条（略）

一―三（略）

四 栄養士又は管理栄養士 一以上

五・六（略）

2 前項第四号の栄養士又は管理栄養士は、同項の規定にかかわらず、利用定員（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が、指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第二百二十条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準条例第十九条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護及び指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第二百二条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。）が四十人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所については、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができるときは、利用者の処遇に支障がないときは、置かないことができる。

3―11（略）

12 指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員を置かないことができる。

13（略）

（従業者）

第二百三十一条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる。

（従業者）
第二百二条（略）

一―三（略）

四 栄養士 一以上

五・六（略）

2 前項第四号の栄養士は、同項の規定にかかわらず、利用定員（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が、指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第二百二十条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準条例第十九条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護及び指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第二百二条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。）が四十人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所については、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、置かないことができる。

3―11（略）

12 指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員を置かないことができる。

13（略）

（従業者）

第二百三十一条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつ

きる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第三号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

一・二 (略)

三 栄養士又は管理栄養士 一以上

四・五 (略)

2―6 (略)

第三百三十七条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。）は、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が介護老人保健施設である場合には、医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士又は管理栄養士とし、その員数は、それぞれ、利用者（当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が、指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第百五十三条第一項に規定する指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護（指定居宅サービス等基準条例第百五十二条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護及び指定短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第百四十三条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法及び介護老人保健施設基準条例に規定する介護老人保健施設として必要とされる員数が確保されるために必要な数以上とする。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者が、指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに置くべき介護予防短期入所療養介護従業者は、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が療養病床（医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である場合には、医師、薬剤師、看護職員、介護職員（看護補助者をいう。）、栄養士又は管理栄養士及び理学療法士又は作業療法士とし、その員数は、それぞれ、同法及び病院等基準条例に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる員数が確保されるために必要な数以上とする。

3・4 (略)
5 指定介護予防短期入所療養介護事業者が、

て、利用者の処遇に支障がないときは、第三号の栄養士を置かないことができる。

一・二 (略)

三 栄養士 一以上

四・五 (略)

2―6 (略)

第三百三十七条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。）は、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が介護老人保健施設である場合には、医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士とし、その員数は、それぞれ、利用者（当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が、指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第百五十三条第一項に規定する指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護（指定居宅サービス等基準条例第百五十二条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営する場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護及び指定短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第百四十三条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法及び介護老人保健施設基準条例に規定する介護老人保健施設として必要とされる員数が確保されるために必要な数以上とする。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者が、指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに置くべき介護予防短期入所療養介護従業者は、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が療養病床（医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である場合には、医師、薬剤師、看護職員、介護職員（看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士とし、その員数は、それぞれ、同法及び病院等基準条例に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる員数が確保されるために必要な数以上とする。

3・4 (略)
5 指定介護予防短期入所療養介護事業者が、

指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに置くべき介護予防短期入所療養介護従業者は、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が介護医療院である場合にあっては、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士又は管理栄養士とし、その員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法及び介護医療院基準条例に規定する介護医療院として必要とされる員数が確保されるために必要な数以上とする。 6 (略)	指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに置くべき介護予防短期入所療養介護従業者は、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が介護医療院である場合にあっては、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士とし、その員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法及び介護医療院基準条例に規定する介護医療院として必要とされる員数が確保されるために必要な数以上とする。 6 (略)
--	---

(社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第八条 社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職員の配置の基準) 第十条 (略) 一―三 (略) 四 栄養士又は管理栄養士 一以上 五・六 (略) 2―9 (略) 10 第一項第四号の栄養士又は管理栄養士及び同項第五号の事務員のそれぞれのうち一人は、常勤の者でなければならない。 11 第一項の規定にかかわらず、入所定員が四十人以下又は他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができ、軽費老人ホーム（入所者に提供するサービスに支障がない場合に限る。）にあっては同項第四号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあっては同項第六号の調理員を置かないことができる。 12―14 (略) (職員の配置の基準) 第二十六条 (略) 一―三 (略) 四 栄養士又は管理栄養士 一以上 五・六 (略) 2―4 (略) 5 第一項の規定にかかわらず、入所者に提供するサービスに支障がない都市型軽費老人ホームにあっては同項第四号の栄養士若しくは管理栄養士又は同項第五号の事務員を、調理	(職員の配置の基準) 第十条 (略) 一―三 (略) 四 栄養士 一以上 五・六 (略) 2―9 (略) 10 第一項第四号の栄養士及び同項第五号の事務員のそれぞれのうち一人は、常勤の者でなければならない。 11 第一項の規定にかかわらず、入所定員が四十人以下又は他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができ、軽費老人ホーム（入所者に提供するサービスに支障がない場合に限る。）にあっては同項第四号の栄養士を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあっては同項第六号の調理員を置かないことができる。 12―14 (略) (職員の配置の基準) 第二十六条 (略) 一―三 (略) 四 栄養士 一以上 五・六 (略) 2―4 (略) 5 第一項の規定にかかわらず、入所者に提供するサービスに支障がない都市型軽費老人ホームにあっては同項第四号の栄養士又は同項第五号の事務員を、調理業務の全部を委託す

業務の全部を委託する等の都市型軽費老人ホームにあっては同項第六号の調理員を置かないことができる。	6・7 (略)
附 則	6・7 (略)
(軽費老人ホームA型の職員の配置の基準) 第六条 (略) 一―四 (略) 五 栄養士又は管理栄養士 一以上 六―八 (略) 2―11 (略)	(軽費老人ホームA型の職員の配置の基準) 第六条 (略) 一―四 (略) 五 栄養士 一以上 六―八 (略) 2―11 (略)
12 第一項第五号の栄養士又は管理栄養士は、常勤の者でなければならない。	12 第一項第五号の栄養士は、常勤の者でなければならない。
13 第一項の規定にかかわらず、併設する特別養護老人ホームの栄養士若しくは管理栄養士、事務員、医師又は調理員その他の職員との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホームA型（入所者に提供されるサービスに支障がない場合に限る。）にあっては同項第五号の栄養士若しくは管理栄養士、同項第六号の事務員、同項第七号の医師又は同項第八号の調理員その他の職員を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームA型にあっては同号の調理員を置かないことができる。	13 第一項の規定にかかわらず、併設する特別養護老人ホームの栄養士、事務員、医師又は調理員その他の職員との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホームA型（入所者に提供されるサービスに支障がない場合に限る。）にあっては同項第五号の栄養士、同項第六号の事務員、同項第七号の医師又は同項第八号の調理員その他の職員を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームA型にあっては同号の調理員を置かないことができる。
14・15 (略)	14・15 (略)

(生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第九条 生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職員の配置の基準) 第八条 (略) 一―五 (略) 六 栄養士又は管理栄養士 七 (略) 2・3 (略)	(職員の配置の基準) 第八条 (略) 一―五 (略) 六 栄養士 七 (略) 2・3 (略)
(職員の配置の基準) 第十六条 (略) 一―五 (略) 六 栄養士又は管理栄養士 七 (略) 2 (略)	(職員の配置の基準) 第十六条 (略) 一―五 (略) 六 栄養士 七 (略) 2 (略)

(児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指

定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第十条 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第七条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第三号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第四号の調理員を置かないことができる。 一・二 (略) 三 栄養士又は管理栄養士 一以上 四・五 (略) 2―6 (略) 7 第一項（第一号を除く。）、第二項及び第四項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第一項第三号の栄養士又は管理栄養士及び同項第四号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。 8・9 (略)	第七条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第三号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第四号の調理員を置かないことができる。 一・二 (略) 三 栄養士 一以上 四・五 (略) 2―6 (略) 7 第一項（第一号を除く。）、第二項及び第四項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第一項第三号の栄養士及び同項第四号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。 8・9 (略)

（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第十一条 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（従業者の員数） 第五条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を入所させる指	（従業者の員数） 第五条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を入所させる指

定福祉型障害児入所施設にあつては第四号の 栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を 委託する指定福祉型障害児入所施設にあつて は第五号の調理員を置かないことができる。 一―三 (略) 四 栄養士又は管理栄養士 一以上 五・六 (略) 2・3 (略) 4 第一項各号(第一号を除く。)及び第二項 に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型障 害児入所施設の職務に従事する者でなければ ならない。ただし、障害児の支援に支障がな い場合は、第一項第四号の栄養士又は管理栄 養士及び同項第五号の調理員については、併 せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事 させることができる。	定福祉型障害児入所施設にあつては第四号の 栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福 祉型障害児入所施設にあつては第五号の調理 員を置かないことができる。 一―三 (略) 四 栄養士 一以上 五・六 (略) 2・3 (略) 4 第一項各号(第一号を除く。)及び第二項 に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型障 害児入所施設の職務に従事する者でなければ ならない。ただし、障害児の支援に支障がな い場合は、第一項第四号の栄養士及び同項第 五号の調理員については、併せて設置する他 の社会福祉施設の職務に従事させることがで きる。
---	--

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉
サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人
員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第十二条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障
害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業
等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第六十三
号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう
に改正する。

改正後	改正前
(食事) 第七十八条 (略) 2・3 (略) 4 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う 場合であつて、指定生活介護事業所に栄養士 又は管理栄養士を置かないときは、献立の内 容、栄養価の算定及び調理の方法について保 健所等の指導を受けるよう努めなければなら ない。	(食事) 第七十八条 (略) 2・3 (略) 4 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う 場合であつて、指定生活介護事業所に栄養士 を置かないときは、献立の内容、栄養価の算 定及び調理の方法について保健所等の指導を 受けるよう努めなければならない。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支
援施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部改正)

第十三条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障
害者支援施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害者支援施設の人員、設備及び
運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第六十四号)の一部を次のよ
うに改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(食事) 第三十六条 (略) 2―4 (略) 5 指定障害者支援施設の設置者は、食事の提供を行う場合であつて、指定障害者支援施設に栄養士又は管理栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。	(食事) 第三十六条 (略) 2―4 (略) 5 指定障害者支援施設の設置者は、食事の提供を行う場合であつて、指定障害者支援施設に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第十四条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(食事) 第四十二条 (略) 2・3 (略) 4 生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であつて、生活介護事業所に栄養士又は管理栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。	(食事) 第四十二条 (略) 2・3 (略) 4 生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であつて、生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第十五条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(食事) 第二十八条 (略) 2―4 (略)	(食事) 第二十八条 (略) 2―4 (略)

5 障害者支援施設の設置者は、食事の提供を行う場合であつて、障害者支援施設に栄養士又は管理栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

5 障害者支援施設の設置者は、食事の提供を行う場合であつて、障害者支援施設に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。